

V. 国土交通省によく寄せられる質問についてのQ&A

Q 1. 自動車のナンバープレートに、自分にとって縁起のいい番号、好きな番号を付けられると聞いたのですが、どのようにすればいいのですか。

A 1. ナンバープレートの「4桁以下のアラビア数字」（登録番号）について、事前に申し込むことにより、ご自分のお好みの番号を選択することができる制度で、平成10年5月から実施しています。

登録自動車のナンバーを次の要領で選ぶことができます。

1. 4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べます。
2. ひらがな文字や「300」などの分類番号は希望できません。
3. 二輪車、軽自動車を除く登録自動車対象となります。
4. 特に希望が集中することが予想される13通り（1・7・8・88・333・555・777・888・1111・3333・5555・7777・8888）の番号は抽選となります。

なお、特定の運輸支局等において、一般希望対象ナンバーの払い出しが急速に進み、払底の可能性が出てきている状況から、平成17年5月より、特定の地域名表示に限って、抽選希望ナンバーが設定されました。

地域名表示	番 号	運 輸 支 局 等
品川	55、77	東京運輸支局
横浜	1122	神奈川運輸支局
名古屋	1122、1188	愛知運輸支局
大阪	77	大阪運輸支局
神戸	77、1122	兵庫陸運部

※ お申し込みは管轄の運輸支局、自動車検査登録事務所ごとの「希望番号予約センター」へお問い合わせ下さい。

希望ナンバープレートは、通常のプレートとは異なり、注文製作となるため、予約から交付まで4日程度必要となります。

Q 2. 「ユーザー車検」って、どういうことですか。

A 2. ユーザーが自分で検査を受けることを指します。

検査には自動車整備工場（認証工場）や民間車検場（指定整備工場）に委託する方法とユーザー自身が自動車を国の検査場に持っていき、検査を受ける方法があります。検査が不合格になれば、ユーザー自身が点検整備をやり直して再度検査を受けるか、指定整備工場を整備して検査を受けることが必要です。

Q 3. 駅ホームの禁煙マナーについて事業者への対応はどのようになっていますか。

A 3. 平成15年に健康増進法が施行され、学校、体育館等、多数の者が利用する施設を管理する者は受動喫煙を防止するための対策を講ずるよう努めなければならないとされています。鉄軌道駅についても、これらの施設に該当することから、各事業者においても必要な対策を実施しているところです。今後も引き続き適切な指導、要請に努めていきます。

Q 4. プレジャーボートに乗るにはどのような免許が必要ですか。

A 4. ボートは、大きさと航行区域により1級又は2級小型船舶操縦士の免許が必要です。
ボート・ヨット用免許（水上オートバイは操縦できません）

免許区分		操縦できる範囲	
1	級	区域 大きさ	全ての水域 24m未満*又は20トン未満
1	級（5トン限定）	区域 大きさ	全ての水域 5トン未満
2	級	区域 大きさ	5海里以内+平水 24m未満*又は20トン未満
2	級（5トン限定）	区域 大きさ	5海里以内+平水 5トン未満
2	級 （5トン・湖川小出力限定）	区域 大きさ 出力	湖川等 5トン未満 15kw未満（20馬力以下）

※プレジャーボート利用に限ります。（漁船等の業務船は除きます。）

水上オートバイは、特殊小型船舶操縦士の免許が必要です。

水上オートバイ用免許

免許区分		操縦できる範囲	
特	殊	船舶 区域	特殊小型船舶 船検証に記載される水域（2海里）

免許の取得には、身体検査、学科試験及び実技試験に合格する必要があり、小型船舶教習所の教習を受け試験を受ける方法と、ボート教室で勉強してから試験機関の試験を受ける方法があります。合格後に免許交付の手続きが必要です。

なお、1級・2級の5トン限定区分については、平成16年11月1日より18歳未満のみの区分となりました。（18歳以上は5トン限定区分は廃止されました。）

Q 5. 「P S C」とか「改正油賠法」という言葉を聞くことがあるけど、いったい何のことですか。

A 5. 「P S C」とは、外国船舶の監督「PORT STATE CONTROL(ポート ステート コントロール)」の略称です。

1970年代後半から大型船舶の海難事故が増大し、人命の安全確保、海洋環境保全等の観点から国際的に大きな問題となり、その船舶の多くは、国際海事関係条約の基準に適合していない船舶であったことから、これらの船舶を排除していくために、我が国に入国する外国船舶の構造・設備・乗務員の資格等を検査・監督し、日本近海における安全確保及び海洋環境の保全に努めています。

また、「改正油賠法」は、2004年4月に改正された「油濁損害賠償保障法」の略称で、平成17年3月1日以降、総トン数100トン以上の外航船舶は、船主責任保険(P I 保険)等への加入が義務付けられました。

これにより、船主責任保険(P I 保険)等に未加入の外航船舶は、我が国への入港が禁止されることになりました。

Q 6. バス・タクシー運転手の接客マナーの向上についてどのように指導をされていますか。

A 6. バス、タクシー等各交通事業者に対し、各種会議や研修等を通じて、接遇面等に関する職員教育の充実が図られるよう要請しているところです。

Q 7. 列車や地下鉄、路面電車などにペットを乗せてもいいのですか。

A 7. 子犬、猫、鳩などの小動物(猛獣や蛇を除く。)を一定の大きさの容器に収容したうえで、他の利用者に対して迷惑をかける恐れがない場合には、車内に持ち込むことができます。ただし、関係交通機関の承諾を受ける必要がありますので、事前に関係交通機関にお尋ねください。

また、平成14年から身体障害者補助犬法が施行され、身体障害者が盲導犬などの補助犬を同伴して公共交通機関を利用する場合に、交通機関側が補助犬の同伴を拒むことができなくなりました。